

四万十市訓令第17号

四万十市週休2日制モデル工事実施要領を次のように定める。

令和5年7月14日

四万十市長 中 平 正 宏



四万十市週休2日制モデル工事実施要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、4週8休を現場の休工日の基本とする週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 モデル工事は、四万十市が発注する次の各号に掲げる工事（建築工事を除く。）のいずれかを対象とする。ただし、現場施工が7日未満の工事又は社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む。）など施工時期に制限のある工事については対象外とする。

(1) 発注者指定型 発注者がモデル工事に取り組むことを指定する工事。なお、請負対象金額1,000万円以上（第6条に規定する経費補正前の額とする。）の工事については、原則、発注者指定型の対象とする。

(2) 受注者希望型 受注者がモデル工事の実施を希望する工事（第5条第1項に規定する特記仕様書の記載がない場合であって、工事着手前に受注者からモデル工事実施について協議があり、適当と認めた場合を含む。）

(対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇期間、夏季休暇期間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(休工日の確保)

第4条 受注者は、モデル工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。

2 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休（受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。）もモデル工事として認めるものとする。

3 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休（受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。）もモデル工事として認めるものとする。

(実施方法)

第5条 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書にモデル工事の対象である旨を明示するものとする（別紙1参照）。

2 受注者希望型の実施を希望する受注者は、契約後速やかに工事条件変更等確認要求書（別紙2）により発注者に確認の要求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。

3 受注者は、施工計画書の提出時にモデル工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議するものとする。

4 受注者は、モデル工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする（別紙3参照）。

5 受注者は、下請企業を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場での作業を行わないよう要請するものとする。

6 受注者は、第4条第2項の規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面（情報共有システム又は電子メールを含む。）

下同じ。)で提出するものとする。

7 受注者は、第4条第3項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面により発注者に報告するものとする。

8 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。

9 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

(経費の負担)

第6条 発注者指定型にあつては、別紙4に掲げる4週8休の補正を行った上で発注するものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

2 受注者希望型にあつては、施工後に現場の閉所状況に応じ、別紙4に掲げる補正分を増額して契約変更を行うものとする。ただし、工事着手前にモデル工事に係る協議が調わなかったものは、対象としない。

なお、祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。

(工事成績評定)

第7条 モデル工事のうち4週8休を達成した工事については、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても減点を行わない。

(アンケート調査等)

第8条 発注者がモデル工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあつても同様とする。

(委任)

第9条 モデル工事の実施にあたって、この訓令に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 別紙 1

### 第〇条 週休2日制モデル工事の実施について (■■型)

本工事は、四万十市週休2日制モデル工事実施要領における「■■型」の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。

四万十市ホームページ

(<http://nyusatsu.city.shimanto.lg.jp/oa-08/oa-08-01/index.html>)

なお、発注者指定型にあつては、発注時において労務費等を補正済みであり、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。受注者希望型にあつては、発注時における労務費等の補正は実施せず、現場閉所の達成状況に応じて当該補正分を増額して契約変更を行うものとする。

別紙 2

|  |  |                                |  |  |
|--|--|--------------------------------|--|--|
|  |  |                                |  |  |
| 工事条件変更等確認要求書<br>年 月 日<br>四万十市長 様<br>(受注者)<br>㊟<br>建設工事請負契約書第18条第1項の規定により、つぎのとおり工事条件変更等の確認を求めます。                    |  |                                |  |  |
| 1  | 工事名 (工事番号)   |                                |  |  |
| 2  | 工事場所   | 四万十市                           |  |  |
| 3  | 工期   | 年 月 日 ~ 年 月 日                  |  |  |
| 4  | 変更事項   | 具体的事項 (必要に応じて図面、写真を添付して説明すること) |  |  |
| うえのことについては、次のとおり措置してください。<br>(受注者) 年 月 日<br>様<br>四万十市長 ㊟   |  |                                |  |  |
| 5  | 変更事項に対する措置方法 (図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と記入してください。) |                                |  |  |
| 注1 受注者は「変更事項」まで記入したものを2部作成して監督職員に提出する。<br>2 監督職員は記入事項を確認のうえ「変更事項に対する処置方法」を回議、押印のうえ受注者に1部送付し各々が相手方押印のあるものを1部ずつ保管する。 |  |                                |  |  |

1,100mm

## 週休 2 日制モデル工事 実施中

この工事は、建設産業の就労環境改善に取り組むため、4週8休の休工日確保するモデル工事です。

受注者：(株)●●建設

発注者：四万十市○○課

1,400mm

※発注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。  
※上記は掲示例であり、看板のサイズや文面を指定するものではない。

## 別紙 4

## 週休 2 日制モデル工事における経費等の補正係数について

|                         |                      | 補正係数                             |                                  |                         |      |
|-------------------------|----------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------------------------|------|
|                         |                      | 【受注者希望型】                         | 【受注者希望型】                         | 【発注者指定型】<br>【受注者希望型】    |      |
|                         |                      | 4 週 6 休以上<br>7 休未満 <sup>※2</sup> | 4 週 7 休以上<br>8 休未満 <sup>※3</sup> | 4 週 8 休以上 <sup>※4</sup> |      |
| 労務費 <sup>※1</sup>       |                      | 1.01                             | 1.03                             | 1.05                    |      |
| 機械経費（賃料）                |                      | 1.01                             | 1.03                             | 1.04                    |      |
| 共通仮設費                   |                      | 1.02                             | 1.03                             | 1.04                    |      |
| 現場管理費                   |                      | 1.03                             | 1.04                             | 1.06                    |      |
| 市場単価<br>（土木工事標準積算基準）    | 鉄筋工                  | 1.01                             | 1.03                             | 1.05                    |      |
|                         | ガス圧接工                | 1.01                             | 1.02                             | 1.04                    |      |
|                         | インターロッキングブロック工       | 設置                               | 1.00                             | 1.01                    | 1.02 |
|                         |                      | 撤去                               | 1.01                             | 1.03                    | 1.05 |
|                         | 防護柵設置工<br>（ガードレール）   | 設置                               | 1.00                             | 1.01                    | 1.01 |
|                         |                      | 撤去                               | 1.01                             | 1.03                    | 1.05 |
|                         | 防護柵設置工<br>（ガードパイプ）   | 設置                               | 1.00                             | 1.01                    | 1.01 |
|                         |                      | 撤去                               | 1.01                             | 1.03                    | 1.05 |
|                         | 防護柵設置工<br>（横断・転落防止柵） | 設置                               | 1.01                             | 1.03                    | 1.04 |
|                         |                      | 撤去                               | 1.01                             | 1.03                    | 1.05 |
|                         | 防護柵設置工（落石防護柵）        |                                  | 1.00                             | 1.01                    | 1.02 |
|                         | 防護柵設置工（落石防護網）        |                                  | 1.01                             | 1.02                    | 1.03 |
|                         | 道路標識設置工              | 設置                               | 1.00                             | 1.01                    | 1.01 |
|                         |                      | 撤去・移設                            | 1.01                             | 1.03                    | 1.04 |
|                         | 道路付属物設置工             | 設置                               | 1.00                             | 1.01                    | 1.02 |
|                         |                      | 撤去                               | 1.01                             | 1.03                    | 1.05 |
|                         | 法面工                  |                                  | 1.00                             | 1.01                    | 1.02 |
|                         | 吹付砕工                 |                                  | 1.01                             | 1.02                    | 1.03 |
|                         | 鉄筋挿入工（ロックボルト工）       |                                  | 1.01                             | 1.02                    | 1.03 |
|                         | 道路植栽工                | 植樹                               | 1.01                             | 1.03                    | 1.05 |
|                         |                      | 剪定                               | 1.01                             | 1.03                    | 1.05 |
|                         | 公園植栽工                |                                  | 1.01                             | 1.03                    | 1.05 |
|                         | 橋梁用伸縮継手装置設置工         |                                  | 1.00                             | 1.01                    | 1.02 |
|                         | 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工      |                                  | 1.01                             | 1.02                    | 1.04 |
|                         | 橋面防水工                |                                  | 1.00                             | 1.01                    | 1.02 |
|                         | 薄層カラー舗装工             |                                  | 1.00                             | 1.00                    | 1.01 |
|                         | グルーピング工              |                                  | 1.00                             | 1.01                    | 1.01 |
| 軟弱地盤処理工                 |                      | 1.00                             | 1.01                             | 1.02                    |      |
| コンクリート表面処理工（ウォータージェット工） |                      | 1.00                             | 1.01                             | 1.01                    |      |

|                            | 補正係数                         |                              |                      |
|----------------------------|------------------------------|------------------------------|----------------------|
|                            | 【受注者希望型】                     | 【受注者希望型】                     | 【発注者指定型】<br>【受注者希望型】 |
|                            | 4週6休以上<br>7休未満 <sup>※2</sup> | 4週7休以上<br>8休未満 <sup>※3</sup> | 4週8休以上 <sup>※4</sup> |
| 底面工                        | -                            | -                            | 1.04                 |
| マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置） | -                            | -                            | 1.01                 |
| 支保工                        | -                            | -                            | 1.05                 |
| 足場工                        | -                            | -                            | 1.03                 |
| 鉄筋工                        | -                            | -                            | 1.05                 |
| 吊鉄筋工                       | -                            | -                            | 1.05                 |
| 型枠工                        | -                            | -                            | 1.04                 |
| コンクリート打設工                  | ポンプ車打設                       | -                            | 1.05                 |
|                            | ポンプ車打設以外                     | -                            | 1.05                 |
| 止水板工                       | -                            | -                            | 1.05                 |
| 上蓋工                        | -                            | -                            | 1.05                 |
| 伸縮目地工                      | -                            | -                            | 1.03                 |
| 係船柱取付                      | -                            | -                            | 1.05                 |
| 防舷材取付                      | -                            | -                            | 1.05                 |
| 車止・縁金物取付                   | -                            | -                            | 1.05                 |
| 係船柱撤去                      | -                            | -                            | 1.05                 |
| 防舷材撤去                      | -                            | -                            | 1.05                 |
| 車止撤去                       | -                            | -                            | 1.05                 |
| 電気防食取付                     | -                            | -                            | 1.05                 |
| 防砂目地板取付工（陸上施工）             | -                            | -                            | 1.05                 |
| 防砂目地板取付工（水中施工）             | -                            | -                            | 1.04                 |
| 吸出し防止工（陸上施工・海上施工）          | -                            | -                            | 1.04                 |
| 港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）       | -                            | -                            | 1.04                 |
| ペトロラタム被覆                   | -                            | -                            | 1.05                 |
| 現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）      | -                            | -                            | 1.05                 |
| 現場鋼材溶接・切断工（水中施工）           | -                            | -                            | 1.05                 |
| かき落とし工                     | -                            | -                            | 1.05                 |
| 汚濁防止膜設置・撤去・移設              | -                            | -                            | 1.04                 |
| 汚濁防止枠設置・撤去                 | -                            | -                            | 1.03                 |
| 灯浮標設置・撤去                   | -                            | -                            | 1.04                 |
| 汚濁防止膜保守管理                  | 海上目視点検作業船あり・水中目視点検           | -                            | 1.01                 |
|                            | 海上目視点検作業船なし                  | -                            | 1.05                 |
| 異形ブロック製作                   | 型枠工                          | -                            | 1.05                 |
|                            | コンクリート打設工                    | -                            | 1.05                 |

※1 週休2日の補正対象は、公共工事設計労務単価（51職種）のみであり、それ以外の労務単価については補正対象外とする。また、工場製作等に係る労務費についても、補正の対象外とする。

※2 4週6休以上7休未満：現場閉所率 21.4%（6/28日）以上 25.0%未満

※3 4週7休以上8休未満：現場閉所率 25.0%（7/28日）以上 28.5%未満

※4 4週8休以上：現場閉所率 28.5%（8/28日）以上

現場閉所率は次式により算出する。

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数／対象期間内の日数×100（％）

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は要領第3条による。

市場単価（港湾請負工事生産基準）